

西京極総合運動公園誘導サイン整備業務 公募型プロポーザル 質問に対する回答書

NO.	質問事項	回答	該当資料
1	<p>実施要項の「3 プロポーザルの参加資格」(8) 他にある、「サイン整備に関する設計又は施工業務」のサインとは、公共サインを指すものと思われませんが、道路標識や路面標示の実績でもサインの実績に含まれますか。</p>	<p>実施要項中、「3 プロポーザル参加資格」(8) 他で示す「サイン整備に関連する設計又は施工業務」ですが、道路標識の整備実績については含むものとします。</p> <p>一方、路面標示に係る整備実績については、施工内容が道路の路面上の区画線工整備であり、今回のサイン整備業務とは性質が異なるため、上記実績には含まないものとします。</p>	<p>実施要項 2 ページ 3 プロポーザルの参加資格 (8)</p>
2	<p>統括責任者等 3 名の調書の記入がありますが、各調書下部記載の「契約書等の写し」や「技術者配置調書等の担当者として従事したことが分かる資料」はコリンズで代用は可能でしょうか。</p>	<p>業務実績調書 (第 2 号様式) 及び統括責任者等 3 名の調書 (第 3 号様式①、②、③) のいずれの添付データについても、コリンズにおける実績データの提出で問題ありません。</p>	<p>実施要項 2 ページ 4 応募手続等 (1) 提出書類 イ 業務実績調書 (第 2 号様式) ウ 統括責任者調書 他各調書 (第 3 号様式①～③)</p>
3	<p>代表事業者の要件として、「サイン整備に関連する設計又は施工業務」と記載されています。本業務のサインの設置 (施工) は京都市競争入札参加有資格者名簿で区分されている工事 (建設工事の請負)、物品 (物品の購入、製造の請負) のどれに当たるのでしょうか。</p>	<p>代表事業者の実績要件において、「サイン整備に関連する設計又は施工業務」を求めています。京都市競争入札参加有資格者名簿への登録については、工事、測量・設計等又は物品のいずれかへの登録があれば可とします。</p>	<p>実施要項 2 ページ 3 プロポーザルの参加資格 (8)</p>
4	<p>本業務で元請 (代表事業者) が京都市競争入札参加有資格者名簿の測量・設計等に登録している場合、元請となることは可能でしょうか。</p>	<p>元請となることは可能です (NO. 3 の回答も御参考ください)。</p>	<p>実施要項 2 ページ 3 プロポーザルの参加資格 (7)、(8)</p>

5	本業務は、検討・設計業務、施工業務、デザイン監修業務に分かれています。元請（代表事業者）が建設コンサルタントの場合、サインの設置（施工）に関する全責任（リスク）を負うことになるのでしょうか。	本市との契約上生じる本業務の実施に係る責任（リスク）については、元請（代表事業者）が全て負うものとします。	実施要項 2 ページ 3 プロポーザルの参加資格（8）～（11）
6	総括責任者は元請会社の所属でなくても問題はありませんか。	実施要項 2 ページ中、「3 プロポーザルの参加資格（9）」で示す統括責任者については、元請（代表事業者）が自社において直接雇用している者を配置してください。	実施要項 2 ページ 3 プロポーザルの参加資格（9）ア